|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生産者団体、サポーター企業活動強化助成金交付要綱 制　　定 令和３年１２月３日付け　　３島ＧＡＰ協第４号一部改正　令和４年７月２１日付け　　４島ＧＡＰ協第２号一部改正　令和５年７月１９日付け　　５島ＧＡＰ協第３号 （趣旨）第１条　生産者団体またはサポーター企業が、島根県ＧＡＰ生産者協議会（以下「協議会」という。）規約第３条の目的を達成するために実施する同規約第４条の事業を行う上で、活動強化に必要な経費に対して、協議会予算の範囲内において助成金を交付する。その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。  （助成対象及び助成金額等） 第２条　助成対象及び助成金額等は、別記１、２のとおりとする。 （事業実施主体） 第３条　協議会規約第５条（１）に規定する会員(農林水産事業者)のうち、地域ごとに地域リーダーを中心とした複数の会員で構成する団体および第５条（２）に規定するサポーターとして協議会の会員となっている流通事業者、飲食・宿泊事業者とする。ただし、県内に拠点を有している者に限る。　※地域：松江,安来,出雲,雲南,大田,邑智,浜田,益田,隠岐 （交付申請） 第４条　事業実施主体が、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１号）及び事業実施計画書（様式第２号）を協議会会長へ提出しなければならない。 ２　事業実施主体は、第１項の申請書の提出にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。 （交付決定）第５条　協議会会長は前条の規定による交付申請について内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第３号）により事業実施主体に通知する。（事業の着手時期）第６条　事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。（変更承認申請・変更交付決定）第７条　事業実施主体は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第４号）及び変更内容を反映した事業実施計画書（様式第２号）を協議会会長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場合はこの限りではない。1. 事業実施主体の変更
2. 助成金額の増
3. その他協議会会長が必要と認める場合

２　協議会会長は前項の規定による変更承認申請書について内容を審査し、その変更を承認するときは、助成金変更交付決定通知書（様式第５号）により事業実施主体に通知する。（中止届出）第８条　事業実施主体は、やむを得ない事情により助成事業を中止するときは、中止届出書（様式第６号）を協議会会長に提出しなければならない。（遂行状況の報告）第９条　協議会会長は、必要があると認めるときは、事業実施主体から助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。（実績報告）第10条　事業実施主体は、助成事業が完了したときは、実績報告書（様式第７号）及び事業実績報告書（様式第２号）を協議会会長に提出しなければならない。２　提出の時期は、助成金の交付決定のあった年度の３月１５日までとする。３　事業実施主体は、第１項の実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。（助成金の額の確定）第11条　協議会会長は前条による実績報告について必要な検査を行い、その報告にかかる助成事業の実施結果が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第８号）により事業実施主体に通知するものとする。（助成金の支払）第12条　助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。（助成金の返還）第13条　事業実施主体による助成事業の執行が不適当と認められたとき、協議会会長はこの助成金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、又はすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。（県内中小企業者への優先発注）第14条　事業実施主体は事業の実施にあたって、物品及び役務の調達等を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例第４条第２項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。（その他）第15条　この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項については、協議会会長が別に定める。附 則 この要綱は、令和３年１２月３日から施行する。附 則　この要綱は、令和４年７月２１日から施行する。附 則　この要綱は、令和５年７月１９日から施行する。別記１（第２条関係）助成対象及び助成金額等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 事業実施主体が協議会規約第３条の目的を達成するために実施する同規約第４条の事業を行う上で、活動強化に必要な経費を支援する |
| 事業実施主体 | 協議会規約第５条（１）に規定する会員(農林水産事業者)のうち、地域ごとに地域リーダーを中心とした複数の会員で構成する団体※地域：松江,安来,出雲,雲南,大田,邑智,浜田,益田,隠岐 |
| 対象事業 | 協議会規約第４条に規定する以下の事業に係る取組であること。1. 地域内での交流会等開催等
2. 研修会開催
3. 先進地視察
4. イベント開催等

・その他、協議会の目的を達成するために必要なこと |
| 対象経費 | ・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・広告費・委託料・使用料及び借り上げ料・講師招聘費・その他事業実施に必要と認められる経費 |
| 対象外経費 | ・仕入れや販売にかかる経費等、事業実施主体の経常的な運営経費　（試作品開発等の試行的な取組に係る経費は対象）・従前からの事業の財源振替を目的とする経費・その他、食糧費等補助することが適当でないと認められる経費 |
| 助成金額 | 上記対象経費について実際に支出した額を助成する。 |
| 助成上限額 | １団体あたり上限200,000円 |
| 助成下限額 | なし |

別記２（第２条関係）助成対象及び助成金額等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 事業実施主体が協議会規約第３条の目的を達成するために実施する同規約第４条の事業を行う上で、活動強化に必要な経費を支援する |
| 事業実施主体 | 協議会規約第５条（２）に規定するサポーターとして協議会の会員となっている流通事業者、飲食・宿泊事業者（ただし、県内に拠点を有している者に限る） |
| 対象品目 | ＧＡＰ認証産品（美味しまね認証産品含む） |
| 対象事業 | 協議会規約第４条に規定する以下の事業に係る取組であること・ＧＡＰ認証取得の推進に関すること・安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまね認証）の推進に関すること・消費者、実需者、小売店等に対するＧＡＰ認証（美味しまね認証含む）の理解促進に関すること・ＧＡＰ認証（美味しまね認証含む）のＰＲに関すること・その他、協議会の目的を達成するために必要なこと |
| 対象経費 | ・消耗品費・原材料費・印刷製本費・通信運搬費・広告費・委託料・使用料及び借り上げ料・その他事業実施に必要と認められる経費 |
| 対象外経費 | ・仕入れや販売にかかる経費等、事業実施主体の経常的な運営経費　（試作品開発等の試行的な取組に係る経費は対象）・従前からの事業の財源振替を目的とする経費・その他、食糧費等補助することが適当でないと認められる経費 |
| 助成金額 | 上記対象経費について実際に支出した額を助成する。 |
| 助成上限額 | １社（者）あたり200,000円 |
| 助成下限額 | なし |

 | サポーター企業活動強化助成金交付要綱 制　　定 令和３年１２月３日付け　　３島ＧＡＰ協第４号一部改正　令和４年７月２１日付け　　４島ＧＡＰ協第２号 （趣旨）第１条　サポーター企業が、島根県ＧＡＰ生産者協議会（以下「協議会」という。）規約第３条の目的を達成するために実施する同規約第４条の事業を行う上で、活動強化に必要な経費に対して、協議会予算の範囲内において助成金を交付する。その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。  （助成対象及び助成金額等） 第２条　助成対象及び助成金額等は、別記のとおりとする。 （事業実施主体） 第３条　協議会規約第５条（２）に規定するサポーターとして協議会の会員となっている流通事業者、飲食・宿泊事業者とする。ただし、県内に拠点を有している者に限る。 （交付申請） 第４条　事業実施主体が、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１号）及び事業実施計画書（様式第２号）を協議会会長へ提出しなければならない。 ２　事業実施主体は、第１項の申請書の提出にあたって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請しなければならない。 （交付決定）第５条　協議会会長は前条の規定による交付申請について内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第３号）により事業実施主体に通知する。（事業の着手時期）第６条　事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。（変更承認申請・変更交付決定）第７条　事業実施主体は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第４号）及び変更内容を反映した事業実施計画書（様式第２号）を協議会会長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場合はこの限りではない。1. 事業実施主体の変更
2. 助成金額の増
3. その他協議会会長が必要と認める場合

２　協議会会長は前項の規定による変更承認申請書について内容を審査し、その変更を承認するときは、助成金変更交付決定通知書（様式第５号）により事業実施主体に通知する。（中止届出）第８条　事業実施主体は、やむを得ない事情により助成事業を中止するときは、中止届出書（様式第６号）を協議会会長に提出しなければならない。（遂行状況の報告）第９条　協議会会長は、必要があると認めるときは、事業実施主体から助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。（実績報告）第10条　事業実施主体は、助成事業が完了したときは、実績報告書（様式第７号）及び事業実績報告書（様式第２号）を協議会会長に提出しなければならない。２　提出の時期は、助成金の交付決定のあった年度の３月１５日までとする。３　事業実施主体は、第１項の実績報告を行うにあたって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。（助成金の額の確定）第11条　協議会会長は前条による実績報告について必要な検査を行い、その報告にかかる助成事業の実施結果が適正であると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第８号）により事業実施主体に通知するものとする。（助成金の支払）第12条　助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。（助成金の返還）第13条　事業実施主体による助成事業の執行が不適当と認められたとき、協議会会長はこの助成金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、又はすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。（県内中小企業者への優先発注）第14条　事業実施主体は事業の実施にあたって、物品及び役務の調達等を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例第４条第２項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。（その他）第15条　この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項については、協議会会長が別に定める。附 則 この要綱は、令和３年１２月３日から施行する。附 則　この要綱は、令和４年７月２１日から施行する。別記（第２条関係）助成対象及び助成金額等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 事業実施主体が協議会規約第３条の目的を達成するために実施する同規約第４条の事業を行う上で、活動強化に必要な経費を支援する |
| 事業実施主体 | 協議会規約第５条（２）に規定するサポーターとして協議会の会員となっている流通事業者、飲食・宿泊事業者（ただし、県内に拠点を有している者に限る） |
| 対象品目 | ＧＡＰ認証産品（美味しまね認証産品含む） |
| 対象事業 | 協議会規約第４条に規定する以下の事業に係る取組であること・ＧＡＰ認証取得の推進に関すること・安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまね認証）の推進に関すること・消費者、実需者、小売店等に対するＧＡＰ認証（美味しまね認証含む）の理解促進に関すること・ＧＡＰ認証（美味しまね認証含む）のＰＲに関すること・その他、協議会の目的を達成するために必要なこと |
| 対象経費 | ・消耗品費・原材料費・印刷製本費・通信運搬費・広告費・委託料・使用料及び借り上げ料・備品購入費・その他事業実施に必要と認められる経費 |
| 対象外経費 | ・仕入れや販売にかかる経費等、事業実施主体の経常的な運営経費　（試作品開発等の試行的な取組に係る経費は対象）・従前からの事業の財源振替を目的とする経費・その他、食糧費等補助することが適当でないと認められる経費 |
| 助成金額 | 上記対象経費について実際に支出した額を助成する。 |
| 助成上限額 | １社（者）あたり200,000円 |
| 助成下限額 | なし |

 |